日野市告示第２３７号

東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

東京都市公平委員会共同設置規約の変更については、令和８年第２回日野市議会定例会において、令和８年６月１７日付けで議決されたので、地方自治法第 252 条の７第３項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和８年１１月１６日

日野市長　　古賀　壮志

議案第63号

東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の７第２項の規定により、東京都市公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

令和８年６月１日　提出

日野市長　　古　賀　壮　志

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和42年４月１日規約第１号）の一部を次のように変更する。

別表中「東京都六市競艇事業組合」を「東京都六市ボートレース事業組合」に改め、「東京都四市競艇事業組合」を「東京都四市ボートレース事業組合」に改める。

附　則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。